

秋田県地域年金事業運営調整会議規程

(目 的)

第1条 秋田県民の年金制度に対する理解をより深め、制度への加入促進と保険料納付の向上につなげるため、地域に根ざした「地域における年金運営の展開に関する事業」(以下「地域年金展開事業」という。)の積極的な推進を図ることを目的とする。

(設 置)

第2条 秋田年金事務所に、秋田県地域年金事業運営調整会議(以下「本会議」という。)を設置、事務局を置く。

(所管事務)

第3条 本会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関すること。
- (2) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項に関すること。

(組 織)

第4条 本会議の委員は別表に掲げる機関等から推薦を受け、秋田年金事務所長が委嘱する。

- 2 委員の委嘱期間は2年を越えない期間とし、委嘱の翌年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が退職又は人事異動、その他の理由により職務を担うことができなくなったときは、秋田年金事務所長が解嘱する。
なお、解職の際には、後任の委員の推薦を受けるものとする。

(委員長)

第5条 調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 本会議は、委員長が招集し、本会議の委員及び秋田県内の年金事務所長で構成する。

- 2 本会議の開催は、原則、7月と1月の年2回とする。
なお、7月は前年度事業の総括、1月は次年度の事業計画策定のための意見交換を行う。
- 3 出席者については委員を原則とするが、やむを得ないときは代理出席を認める。
また、委員長が必要と認めた場合は、本会議の委員以外の者の出席もできるものとする。
- 4 議事は委員長が進行する。
- 5 本会議は原則として公開により開催することとする。ただし、特定の個人情報を取扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難になる場合など、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合には、非公開とすることができるものとする。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 本会議の庶務は、秋田年金事務所総務調整課において処理する。

(その他)

第9条 本会議における協議の内容等について、議事録または議事要旨を事務局が作成する。

なお、議事録又は議事要旨及び会議資料は公開するものとする。

2 この規程に定めるもののほか、本会議に関する必要事項は別に定める。

(附 則)

この規程は、平成25年6月11日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成25年12月25日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成26年12月9日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成26年12月25日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成27年7月1日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成27年7月22日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成28年7月25日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成28年8月25日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成29年1月24日から施行する。

(附 則)

この規程は、平成29年7月25日から施行する。

別 表

関 係 機 関・団 体 名	構 成 委 員
厚生労働省東北厚生局	厚生行政関係者
秋田県健康福祉部	福祉行政関係者
秋田県教育庁	教育行政関係者
秋田県高等学校長協会	
秋田市市民生活部	自治体関係者
秋田商工会議所	商工団体
全国健康保険協会秋田支部	協会けんぽ関係者
一般財団法人秋田県社会保険協会	適用事業所関係者
秋田県社会保険委員会連合会	職域型年金委員関係者
秋田県社会保険労務士会	社労士会関係者
秋田県年金受給者協会	年金受給者関係者
秋田県地域型年金委員会	地域型年金委員関係者
株式会社秋田魁新報社	報道関係者
学校法人ノースアジア大学	学識経験者